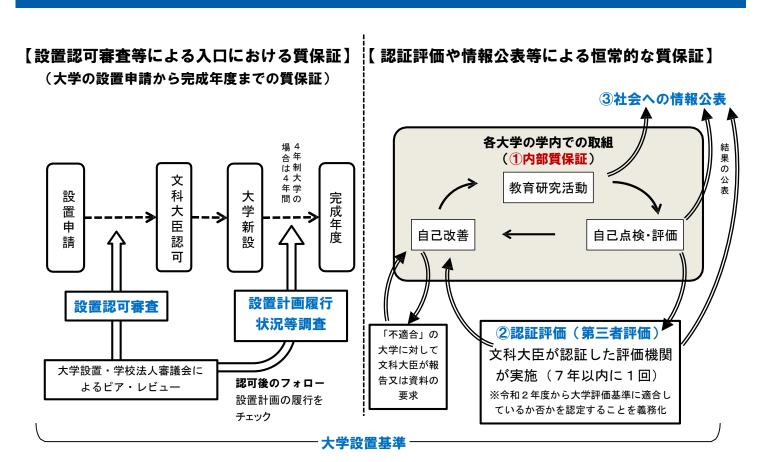
大学教育質保証・評価センターが行う 認証評価について

2022年5月30日

説明者

大学教育質保証・評価センター事務局

我が国の大学の質保証のイメージ図 文部科学省説明資料(2021.06.11)より



教育課程、教員数・教員資格、校地・校舎面積などの最低基準を定める(教育研究水準を確保)

■ 制度の概要

大学は7年以内に一度、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価(認証評価)を受ける(学校教育法 第109条第2項)。

- 評価結果が公表されることにより、大学等が社会による評価を受ける
- 評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る
- → 「社会から示される判別」と 「自らの改善」という2つの目的がある。

■ 認証評価機関(大学機関別認証評価)

大学基準協会 2004年(平成16年)8月31日認証 大学改革支援・学位授与機構 2005年(平成17年)1月14日認証 日本高等教育評価機構 2005年(平成17年)7月12日認証 大学教育質保証・評価センター 2019年(令和1年)8月21日認証 大学・短期大学基準協会 2020年(令和2年)3月30日認証

学校教育法の定め

- 第109条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(教育研究等)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、 政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(認証評価機関)に よる評価(認証評価)を受けるものとする。(後略)

学校教育法施行規則

第166条 大学は、学校教育法第109条第1項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。



制度の理念制度の現実

3

1年5か月の審査を経て、2019年8月21日 文部科学大臣の認証を得る

認証までの活動の経緯

2014

2017

2018

2013 公立大学政策・評価研究センターに改組

大学評価ワークショップの試行実施

○ 3年間をかけて5大学で実施

○ 大学支援、研修としての有効性を確認

公立大学法人評価に関する調査研究

2015 ○ 文部科学省の委託調査として実施

〇 法人評価の多様な状況を確認

2016 公立大学改革支援・評価研究センターに改組

大学改革支援の実施

○ 大学評価ワークショップの実施

○ 大学運営教職員研修の実施

新たな認証評価機関の検討・設立準備

○ 制度発足時の理念に立ち戻り検討

2018.3月認証評価機関の認証申請

ー般財団法人へ改組・名称変更 - <mark>認証評価機関として認証</mark>



1年5か月の審査を経て、2019年8月21日 文部科学大臣の認証を得る



シンボルマーク

5

本センターの認証評価の理念と特徴



…大学の理念や特色は多様であるため、各々の評価機関が個性輝く大学づくりを推進する評価の在り方に配慮するとともに、様々な第三者評価機関がそれぞれの特質を生かして評価を実施することにより、大学がその活動に応じて多元的に評価を受けられるようにすることが重要である。中央教育審議会(2002)「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」(答申)第3章2(2)より

社会から見て信頼性の高い評価

- 1 大学の情報公表の徹底 評価受審の前提としての情報公表
- ② 評価の全体像の見える化簡潔な様式(ポートフォリオ)の採用
- ③ 外部の視点の尊重学生、自治体、地域関係者の参画

関係者にとって妥当性の高い評価

- 1 問題となるポイントの探索 評価経験からのフィードバックを蓄積
- ② 異なる評価制度との連携 評価の連携による言わば「三角測量」
- ③ 大学のマネジメントに貢献 大学の問題意識に即して指摘



3つの評価基準と点検ポートフォリオ

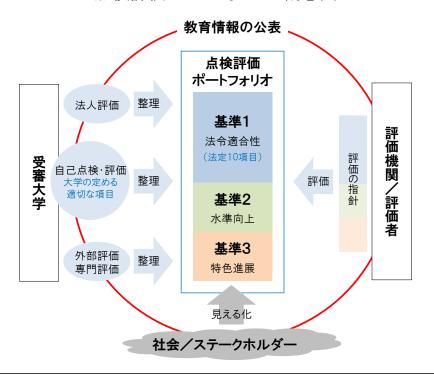
基準1 大学の法令適合性を10の「評価事項」に渡り評価

基準2 教育研究の水準の向上の取組みの状況を評価

基準3 特色ある教育研究の進展について評価

○自己点検・評価の状況は「点検評価ポートフォリオ」に記述

点検評価ポートフォリオの概念図



3つの基準と点検評価ポートフォリオ

点検評価ポートフォリオ(基準1) 評価事項(法定10項目)

- イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。 ロ 教員組織に関すること。 ハ 教育課程に関すること
- 施設及び設備に関すること
- 馬政及いな場に関すること。 本 事務組織に関すること。 へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成 及び実施に関する方針並びに入学者の受入れ に関する方針に関すること。
- ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表 に関すること。 F 教育研究活動等の改善を継続的に行う
- が同切がたる動物がないなどを総称的に行う 仕組みに関すること。 リ 財務に関すること。 ヌ イからりまでに掲げるもののほか、教育研 突活動等に関すること

内部質保証活動の 状況

→ 重点的に評価す べき事項以外は、 極力簡潔に記載



関係法令のリスト

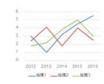
大学が内部質 保証活動で参照 する公表情報のリ ンクを示す

点検評価ポートフォリオ(基準2)

自らの大学の水準についてのモニタリング

アニュアル・ レポート

→ 自らの大学 の水準につい て、経年変化 を見える化



水準比較

→ 評価機関は、 大学間比較 データを提供 し、IR活動を 支援

点検評価ポートフォリオ(基準3)

特色ある教育研究の進展状況の評価

特色ある教育研究活動





内部質保証活動の成果

- 多くの大学関係者が参加するワークショップ型で評価
- → 内部質保証については、活動の具体的成果を示す

3つの評価基準の評価の観点等

選集に資する観点 選集に資する観点 大学が行う自己の水準分析の内容について、法令適合性の観点から評価します。	評価基準	基準1 基盤評価: 法令適合性の保証	基準2 水準評価: 教育研究の水準の向上	基準3 特色評価: 特色ある教育研究の進展
として定められている事項それぞれについて、法令適合性の観点から評価します。 本基準の	評価の観点	法令適合性の観点	教育研究の水準の向上に資する観点	大学が行う特色ある教育研究の内容の 進展に資する観点
項に照らして、大学が法令に適合し、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保していると確認できた場合、基準を満たすと判断します。その上で、優れた点を明示し、改善を要する点があれば指摘します。 ただし、改善を要する点について改善の見通しが明らかでない事項がある場合、または重点評価項目である内部質保証(教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること)についての取組みが不十分な場合、基準を満たさないと判断します。 「おいての取組みが不十分な場合、基準を満たさないと判断します。」 て評価を行い、大学から示された取組みの優れた点を明示し、改善を要する点を指摘した上で、特色ある教育研究の進展に努めていることが確認できた場合、基準を満たすと判断します。 本準2、基準3による評価は、受審大学と評価機関が協働しながら、その内実を作っていく。	評価の指針	として定められている事項それぞれにつ	いて、情報を体系的、継続的に収集、分析するなど、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能	大学が行う特色ある教育研究の進展に 資するために必要な取組みを組織的に 行っており、その取組みが効果的に機能 していることを確認します。
対価 対 対 が が が が が が が が が が が が が が が が が		項に照らして、大学が法令に適合し、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保していると確認できた場合、基準を満たすと判断します。その上で、優れた点を明示し、改善を要する点があれば指摘します。 ただし、改善を要する点について改善の見通しが明らかでない事項がある場合、または重点評価項目である内部領保証(教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること)についての取組みが不十分な場合、基準を満たさな	て評価を行い、大学から示された取組みの優れた点を明示し、改善を要する点を指摘した上で、教育研究の水準の向上に努めていることが確認できた場合、基準を満たすと判断します。 基準2、基準3による評価	は、受審大学と評価機関
	評価結果	すべての基準を満たしている場合、大学評価基準を満たしていると判断します。		

大学設置基準、細目省令が定める規定の趣旨

設置基準より低下した状態にならないよ うにする

水準の向上を図ることに努める

大学評価基準において、評価の対象と なる大学における特色ある教育研究の 進展に資する観点からする評価に係る 項目が定められていること。

何を自己点検評価するのか

認証評価を行うものとして定められている事項 細目省令 第1条 第2項 第1号

- 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
 - イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。
 - ロ 教員組織に関すること。
 - ハ教育課程に関すること。
 - 二 施設及び設備に関すること。
 - ホ 事務組織に関すること。
 - へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに 関する方針に関すること。
 - ト教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
 - チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。
 - リ財務に関すること。
 - ヌ イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。
- 二 前号チに掲げる事項については、重点的に認証評価を行うこととしていること



これらは、基準1で評価する。

一方で、基準2、基準3は、大学の課題意識に基いた自律的、積極的な自己点検を欠いたままでは、適切な評価が難しい。

重視される内部質保証活動

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令 第1条 第2項 第1号+第2号

「チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。」

→ 重点的に認証評価を行う

「内部質保証」とは、大学が自律的な組織として、その使命や目的を実現するために、自らが行う教育及び研究、組織及び運営、ならびに施設及び設備の状況について継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むことを指す。

大学改革支援・学位授与機構(2017)「教育の内部質保証システム構築に関するガイドライン」



内部質保証をどのように評価するのか

理念・規定・組織を問う? 教育成果が上がっていることを問う?

使用する資料

■評価実施ハンドブック

- ① 実施大綱
- 2 大学評価基準
- ③ 点検評価ポートフォリオ作成要項
- ④ 実地調査実施要項 (様式)
- ⑤ 点検評価ポートフォリオ記入様式
- ■点検評価ポートフォリオ作成要項 補足資料

評価実施ハンドブック ■ 2019 # 9 月

11

説明内容

- I 評価システムの概要
- Ⅱ 点検評価ポートフォリオの作成について
- Ⅲ 実地調査
- Ⅳ 2023年度の受審申請について

I 評価システムの概要

13

① 実施大綱

- 1 評価の目的 (評価実施ハンドブックp.7)
 - (1) 大学の教育研究の質を保証すること
 - (2) 大学の教育研究の水準の向上に資すること
 - (3) 大学の教育研究の特色の進展に資すること
 - (4) 大学の教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み (以下「内部質保証」という。)の実質化を促すこと

1 実施大綱

2 評価の基本的な方針 (ハンドブックp.7~8)

- (1) 第三者評価による厳格な教育研究等の質の保証
- (2) 内部質保証の実質化の促進
- (3) 本評価以外の大学評価結果の活用

1 実施大綱

3 大学評価基準の構成 (ハンドブックp.7~8)

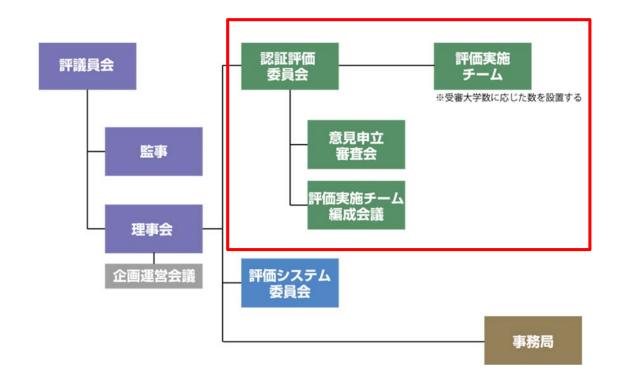
基準1 基盤評価:法令適合性の保証

基準2 水準評価:教育研究の水準の向上

基準3 特色評価:特色ある教育研究の進展

1 実施大綱

4 評価の実施体制 (ハンドブックp.8)



17

1 実施大綱

5 評価の実施方法 (ハンドブックp.9~10)

- (1)受審大学が行う自己点検・評価のプロセス
 - ① 点検評価ポートフォリオの作成
- (2)センターにおける評価のプロセス
 - 1 書面評価
 - ② 実地調査
 - ③ 関係者からの意見聴取(高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取)
 - 4 評価結果の作成

(3)各基準の評価及び評価結果

3つの基準すべてを満たしている場合に、本センターの大学評価基準を満たしていると判断します。

(4)受審大学からの意見申立てと評価結果の確定

各基準の評価及び評価結果の考え方(実施大綱より)

基準1

「基準1に関する評価の指針」の各事項に照らして、大学が法令に適合し、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保していると確認できた場合、基準を満たすと判断します。その上で、優れた点を明示し、改善を要する点があれば指摘します。

ただし、改善を要する点について改善の見通しが明らかでない事項がある場合、または重点評価項目である内部質保証(教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること)についての取組みが不十分な場合、基準を満たさないと判断します。

基準2

「基準2に関する評価の指針」に照らして評価を行い、大学から示された取組みの優れた点を明示し、改善を要する点を指摘した上で、教育研究の水準の向上に努めていることが確認できた場合、基準を満たすと判断します。

基準3

「基準3に関する評価の指針」に照らして評価を行い、大学から示された取組みの優れた点を明示し、改善を要する点を指摘した上で、特色ある教育研究の進展に努めていることが確認できた場合、基準を満たすと判断します。



全ての基準を満たしている場合、
大学評価基準を満たしていると判断します。

19

① 実施大綱

- 6 評価結果の公表 (ハンドブックp.10)
- 7 再度の評価 (ハンドブックp.10)
- 8 情報公開 (ハンドブックp.10)

1 実施大綱

9 評価の申請とスケジュール (ハンドブックp.10)

(1)評価の申請

会員大学···評価を実施する前年度11月末まで 非会員大学···評価を受審する前々年度11月末まで

(2)評価のスケジュール

時期	スケジュール	内容
(前年度)	認証評価説明会	本評価の特徴、方法等を説明します。
11月末まで	評価の申請	大学からの申請を受け付けます。
5月	点検評価ポートフォリオの提出	大学は5月末までに点検評価ポートフォリオをセンターに提出します。
6月~8月	センターにおける評価の実施 書面評価	大学から提出された点検評価ポートフォリオ等に基づき書面評価を行います。
10月~11月	センターにおける評価の実施 実地調査	実地調査等を行い、評価結果(案)を作成します。
1月	センターにおける評価の実施評価結果(案)の決定	認証評価委員会において、評価結果(案)を決定します。
2月	評価結果(案)の通知 意見申立て	評価結果(案)を大学に通知します。 大学は評価結果(案)に対して意見がある場合は意見申立てを行います。
3月	評価結果の確定と公表	意見申立てに対する審議を経て、評価委員会は対応を決定し、評価結果を確定して公表します。
		2

① 実施大綱

10 評価費用 (ハンドブックp.11)

大学機関別認証評価手数料に関する規程より

≪別表1:評価手数料(消費稅別)≫

	会員	非会員
大学基本額	1,600,000円	3,500,000円
1学部あたり	350,000円	600,000円
1研究科あたり	200,000円	400,000円

≪別表2:再度の評価に係る評価手数料(消費税別)≫

	会員	非会員
大学基本額	800,000円	1.250.000円

11 評価システムの改善 (ハンドブックp.12)

基準1 基盤評価:法令適合性の保証

大学は、法令を遵守した上で、教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。(学校教育法第109条第1項)

基準1では、基盤評価として、大学が行う点検及び評価の内容について、別に定める評価の指針に照らし、法令適合性を保証する観点から評価する。この評価は、認証評価を行うものとして定められた事項について行うものとする。

(細目省令第1条第2項第1号)

基準2 水準評価:教育研究の水準の向上

大学は、自らの教育研究の水準の向上を図ることに努めなければならない。

基準2では、水準評価として、大学が行う自己の水準分析の内容について、別に定める評価の指針に照らし、教育研究の水準の向上に資する観点から評価する。

(大学設置基準第1条第3項、大学院設置基準第1条第3項)

基準3 特色評価:特色ある教育研究の進展

大学は、法令を遵守し教育研究の水準の向上に努めるとともに、特色ある教育研究を展開していくことが求められる。(中教審答申:我が国の高等教育の将来像)

基準3では、特色評価として、大学が行う特色ある教育研究の内容について、別に定める評価の指針に照らし、その進展に資する観点から評価する。

23

2 大学評価基準

基準1に関する評価の指針 (ハンドブックp.19~24)

基準1では、「学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」において認証評価を行うものとして定められている事項(以下「評価事項」という。)それぞれについて、法令適合性の観点から評価する。

本指針では、それぞれの評価事項の評価の趣旨を示した上で、大学が参照することとなる関係法令等を示す。関係法令等のうち下線を付したものは本評価において特に重要と考えられる法令となる。

評価事項・・・細目省令で定められている事項

- イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。
- ロ 教員組織に関すること。
- ハ教育課程に関すること。
- 二 施設及び設備に関すること。
- ホ事務組織に関すること。
- へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。
- ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
- チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。
- リ財務に関すること。
- ヌイからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。

2 大学評価基準

基準2に関する評価の指針 (ハンドブックp.25)

基準2では、大学が行う自己の水準分析の内容について、情報を体系的、継続的に収集、分析するなど、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能していることを確認する。

(評価方法)

- ・ 情報の収集、分析が体系的、継続的に行われているか。
- ・ 取組みが組織的に行なわれているか。
- 取組みが教育研究の水準の向上のために効果的に機能しているか。

② 大学評価基準

基準3に関する評価の指針 (ハンドブックp.26)

基準3では、大学が行う特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能していることを確認する。

(評価方法)

- ・それぞれの取組みが組織的に行われているか
- ・取組みが特色ある教育研究の進展に資するために効果的に機能しているか

Ⅱ 点検評価ポートフォリオの作成について

27

③ 点検評価ポートフォリオ作成要項

点検評価ポートフォリオの構成 (ハンドブックp.33)

- ① 大学の概要・目的
 - ←大学の基礎情報、組織図、内部質保証体制等
- ② 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料 ←各項目を見開き2ページで
- ③ 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料 ←3~5つの取組み 学習成果の分析を1つ以上
- ④ 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料 ←3~5つの取組み
- ⑤ 認証評価共通基礎データ(エクセルデータ)

① 大学の概要・目的

- (1)大学名
- (2)所在地(複数の校地·校舎を有する場合は、各キャンパス等名とその所在地)
- (3)学部等の構成(別科・専攻科等、その他の組織を含む)
- (4)学生数及び教職員数(評価実施年度の5月1日現在の現員、 教員の定義は学校基本調査に合わせる)
- (5)理念と特徴
- (6)大学組織図(大学の組織体制を示す図を貼付)
- (7)内部質保証体制図(大学の内部質保証体制を示す図を貼付)「大学の目的」には、学則等に定められた大学の目的を記述します。

③ 点検評価ポートフォリオ作成要項

② 「基準1 法令適合性の保証」(ハンドブックp.39)

左ページの「(1)自己点検・評価の実施状況」には、原則として1ページで、当該評価事項の法令への適合性に関する自己点検・評価の実施状況を整理します。その際、評価事項ごとに右ページに掲載された関係法令等への適合状況を、必ず説明します。

評価事項(法定10項目)

- イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。
- ロ 教員組織に関すること。
- ハ 教育課程に関すること。
- 二 施設及び設備に関すること。
- 木 事務組織に関すること。
- へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針 に関すること。
- ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
- チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み に関すること。
- リ財務に関すること。
- ヌ イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動 等に関すること

内部質保証活動の 状況



② 「基準1 法令適合性の保証」(ハンドブックp.39)

左ページについて

補足資料 p.2

- ・左ページには、評価事項(イ〜ヌ)に関する自己点検・評価の状況を、総合的に記載してください。関係法令を一つずつ取り上げ、それぞれに対応するような箇条書きは推奨しません。
- ・法令に対する説明のほか、各大学が日常的に行う自己点検・評価活動の中から 強調したい点として、改善した事項とその 経緯などを具体的に示すことは有効です。
- ・公表リンクを用いて示されるエビデンス資料には、大学の各種規程等のほか、部局単位、取組み単位の活動報告や、他の評価制度に関する資料など、幅広く考えられます。

記載イメージ



31

③ 点検評価ポートフォリオ作成要項

② 「基準1 法令適合性の保証」(ハンドブックp.39)

右ページについて

補足資料 p.2

・公表リンクを用いて示されるエビデンス資料には、大学の各種規程等のほか、部局単位、 取組み単位の活動報告や、他の評価制度に 関する資料など、幅広く考えられます。

評価の際の視点

- ・必要な規程等が整備されているか
- ・規程等に沿って、法令の要請に応える取組みが行 われているか
- ・それぞれの取組みに対応する組織体制、責任が 明確か
- ・自己点検・評価及び改善の取組みが行われているか
- ・大学が行う取組みについて、大学の理念や3ポリシー等との整合性が検討されているか
- ・内部質保証に関するシステムが構築されているか
- ・評価項目が法令に適合しているか

記載イメージ

	関係法令等	製造資料
4	学校教育法	
œ	 第八十三条 大学に、明行会と使く。 前級会は、学会が応に属ける事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 学生の力を、平高点が課程の他了 前二号に関げるものにはい、教育研究に関する業官の事項で、倒接点の意見を考くことが必要なからもの。 前別会は、初年に関するものものもの。 前股会は、初年に関するものものは、学長及び平面会との情報を必要からる場合の 展しはとこの所にはいて「会長等をしたのはない、学長及び平面会との情報を必要からる場合の 議し、及び学品やのためにない。等点及び平面会とのとなった。 前日の本のは、一日の本の主のといるというとなった。 前日の本の報告には、常期をより地で構造を加えることができる。 前日の本の報告には、常期をより地で構造を加えることができる。 	第13年 (新校立) 第13年 (新校立) 第13年 (日本教授立) 第13年 (日本教授立) 第13年 (日本教授立) 第13年 (日本教授立) 第13年 (日本教授立) 第13年 (日本教授立) 第13年 (日本教授立) (本文教授立成教授立) (本文教授证及成教授立)
	大学投資基準	-
9	本で第、信息機関 大学は、その教育研究上の当的を連续するため、教育研究組織の環境をいこ前なする学症の 経施及び分割に応ご、必需の機能を置くられたする。 大学は、表向研修の実施に出たり、最初の通常の受験句信の下で、協議的な透測年期を確 係し、教育研究工能も責任の特定が開催してることが、教徒組織を確実するものとする。 人では、教育研究工能も責任の特定が加上なりを認めては他など他なる人、教芸の構造に物定の 人では、自然研修工能の場合があり上なりを表がないは他とも終める人、教芸の構造に物定の 表面を表した。 教育を要したのとする。なお、となるのを表しては、されぞれの研究でとこと様々 教育を要したのとする。なお、となるのを表しては、は、教授が出れる任务官に関係のない。 り、提出として事任の機関な工事教授を今なくとも一人は上来くものとする。ただし、その が批当等は、これら母もだら、この個かなか。	注意学数 第1条(機能) 第1条(2) (学的) 第1条(2) (学的) 第1条(2) (学学的) 第1条(学校的
3	新子島 (建築料品の開始) 大学は、教徒と主要と認める情報料目(は下り主要酵業料目)という。)につかては認めたして単位の機関又は条約度に、主要酵業料目は外の複数料目についてはならべく物化の機能・ 財産、建建又は5条約度に、実施性等料目は外の複数料目についてはならべく物化の機能・ 製造、建建又は3分からしたがる。 これが、大学校、実施、実施又は3両技をから検索料目については、ならべく参手に関助させ これが、大学校、実施、実施又は3両技をから検索料目については、ならべく参手に関助させ	次学師サイト
æ	第十三面 (有音報音) 報告は、一次大学に知り、毎日教員となるものとする。 2 毎日教育は、毎月前期の大学における教育研究に関すするものとする。 3 前期の発展にからからず、大学は、教育研究と対しる基があり、かつ、当該大学における 教育物がの受けに実施がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務 に従来する要も、当該大学に対する情報を表情とすることとかできる。	大学新のサイト ※は・30円(25) 部証評価人高差値データ 「大学派人を重好す 証明 正別 本 (物体に多かする表句
	第十五条 (毎年長春) 大学におりる場合表示を担け、別表着一により当該大学に遵く学師の構築及び場所にでして める教授等の他(共同学科主義)で認にかっては、国際学師における出院学科は外の学科を一 の学校とからして同身を通用して等られる教授等の他と報道が、他の機能により得られる国際 長四学科に参与者所表の他とかり上の他)と報道第二次より大学所を指定算にでじまか も同学科を与なからためにから、大学学者の研究と一 学校事となったが、一本学者となった。	大学和:サイト 1913年後入選系後データ

③「基準2 教育研究の水準の向上」(ハンドブックp.42)

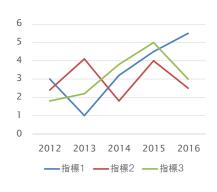
基準2に関する点検評価資料では、大学評価基準の別紙「大学評価基準に関する評価の指針」の「基準2に関する評価の指針」に即して、「情報を体系的に、継続的に収集、分析するなど、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能している」ことを整理します。

点検評価ポートフォリオ(基準2)

自らの大学の水準についてのモニタリング

アニュアル・レポート

→ 自らの大学 の水準につい て、経年変化 を見える化。



水準比較

→ 評価機関は、 大学間比較 データを提供 し、IR活動を 支援。

33

③ 点検評価ポートフォリオ作成要項

③「基準2 教育研究の水準の向上」(ハンドブックp.42)

補足資料 p.3

- ・「自己分析活動の状況」欄には、取り上げた取組みと大学の理念・方針などとの整合性や、問題意識、組織的な体制、考え方などを記載してください。5つ以内であげていただいた各取組みの概要を列挙する欄ではないことにご留意願います。
- ・各取組みの欄には、分析を行った背景にある問題意識、分析の結果から明らかになった改善点、改善への取組み状況などについて、客観的なデータ等を付して示すことが重要です。
- ・課題を自ら明らかにして改善に取り組んでいる場合は、取組みの成果が不十分と考えられる場合でも、積極的に記載いただくことを推奨します

記載イメージ

1 自己分析活動の状況

本字では、教育研究の資産上のための分析活動について、それぞれで事。学科・研究体を競点と、モンターなどの感動において策略している。その分析経動について、大いを決める自己を成業・財務を設備している。その分析経動にかいて自己 点接・財協等を行う節に信用する他、同じく学科が本政法を受める自己を対象・財務自動会会として、大が場合でクールドとした学生の学師に係ら分析技術を対象が表現を構造していて、大いを大きなのを対して、大が出場するとは、対して、大が大変が有が大きな対象が、大がは、大学の教育研究の選挙等を書する教育・研究が表現を持つ、大学の教育研究の選挙等を書する教育・研究が表現といっては、大学の教育研究の選挙等を書する教育・研究が表現といっては、大学の教育研究の選挙等を書する教育・研究が表現といっては、大学の教育研究の選挙等を指している。
自己 危険・野様の大力に対して、第一部の大学研究が表現を持つ、大学の教育研究の選挙等を指している。
自己 危険・野様の全員会は下部組織として作業の会を任しており、作業が会においては、年初 1回開催して実験が収集・を探し、大学の教育を持つている。
自己 危険・野後の会とが、大学の表別を信息となる。中野技術を行っている。中野技術を行っているところであり、中野技術な一般に対して、5 月前の大学研究を持つ、大学医療が高し、対する 10日の手術である 5 外部競を持つているととの大学の大学の大学の表別を持つていると、大学との連携とない、大学との連携とない、大学との連携とない、大学との連携とない、大学との連携とない、大学との連携とない、大学との主義とない、大学との主義とない、大学との主義とない、大学との主義とない、大学との主義とない、大学との主義とない、大学との主義とない、大学との主義とない、大学との主義とない、大学との主義とない、大学との主義とない、大学との主義とない、大学との主義とない、大学との主義とない、大学との主義とない、大学との主義とない、大学との主義とない、大学との主義とない、大学との主義とない、大学とない、大学との主義とない、大学にない、大学とない、大学とない、大学とない、大学とない、大学にない、大学にない、大学にない、大学にない、大学にない、大学にない、大学にない、大学にないない、大学にないない、大学にない、大学にないない

 2) 自己分析活動の取組み(目次) ※字習成果に関する分析の取組み等を1つ以上記述します

 BO
 タイトル
 ページ数

 1
 印 研修における教育能力の開発
 37

 2
 地域に学ぶ美裁教育
 38

 3
 資格於較・国家於職における学習支援
 39

 4
 外部資金獲得に係る取組み
 40

 5
 入学志願者の増加
 41

「基準2 教育研究の水準の向上」(ハンドブックp.42)

- ・取組みごとの欄には、分析の結果明らかになったことの中から大学として重要と考えるもの を、客観的なデータ等を示しつつ5つ以内で記載
- ※取組みの中に一つ以上、学習成果に関する取組みを取り上げていただきます。

補足資料 p.3 評価の際の視点

- ※以下の視点の全てが記述されていることを求めているので はありません。取組みの内容に応じた視点で大学の考えを 述べてください
 - ・情報の収集、分析が体系的か(経年変化の分析や他大 学との比較などが行われているか)
 - ・取組みが組織的、継続的に行われているか
 - ・取組みに関する規程等を定めているか
 - ・責任体制、意思決定の手続き等が明確か
 - ・取組みの点検を行っているか、またその結果を報告書等 にまとめ公表しているか
 - ・取組みの点検結果を踏まえた改善に取り組んでいるか
 - ・取組みの結果が学内構成員に共有されているか
 - ・取組みに関するPDCAサイクルが機能しているか

記載イメージ



35

点検評価ポートフォリオ作成要項

「基準2 教育研究の水準の向上」(ハンドブックp.42)

分析項目の例

【参考①】把握・公表の義務付けが考えられる情報の例

(学修成果・教育成果の可視化に関する情報)

・単位の取得状況、学位の取得状況、進路の決定状況等の卒業後の状況(進学率や就職率など)、学 修時間、学生の成長実感・満足度、学生の学修に対する意欲等

(大学教育の質に関する情報)

・入学者選抜の状況、修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率、教員一人当た りの学生数、学事暦の柔軟化の状況、履修単位の登録上限設定の状況、授業の方法や内容・授業計 画(シラバスの内容)、早期卒業や大学院への飛び入学の状況、FD·SD の実施状況等

【参考②】把握や活用、公表の在り方について一定の指針を示すことが考えられる情報の例 (学修成果・教育成果の可視化に関する情報)

·アセスメントテストの結果、TOEIC やTOEFL 等の学外試験のスコア、資格取得や受賞、表彰歴等の状 況、卒業論文・卒業研究の水準、留学率、卒業生に対する評価等

(大学教育の質に関する情報)

・ナンバリングの実施状況、履修系統図の活用状況、GPA の活用状況、IR の整備 状況、教員の業績評価の状況 等

④ 「基準3 特色ある教育研究の進展」(ハンドブックp.45)

基準3に関する点検評価資料では、大学評価基準の別紙「大学評価基準に関する評価の指針」の「基準3に関する評価の指針」に即して、「特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能している」ことを整理します。

点検評価ポートフォリオ(基準3)

特色ある教育研究の進展状況の評価







→ 多くの大学関係者が参加するワークショップ型で評価

3 点検評価ポートフォリオ作成要項

④ 「基準3 特色ある教育研究の進展」(ハンドブックp.45)

補足資料 p.4

- ・「特色ある教育研究の状況」欄には、大学の理念等に示された特色をどのように進展させていくと考えているのか、そのための具体的な取組みとして、各取組みをとりあげた理由、背景などを説明していただきます。
- ・示された取組みの中から一つ以上を選んでテーマを設定し、実地調査の「評価審査会」において、大学構成員のほか取組みに関係するステークホルダー等に参加を求める、いわゆる「参加型評価」を行います。

記載イメージ

 2)
 特色ある教育研究の取組み(目次)
 ページ数

 1
 2歳ある多様な学生を受け入れるため成大接続の取組み
 42

 2
 学生の主体的な学びを推進する学習支援センターの取組み
 43

 3
 地域の資配を活用したプロジェクト学習(ウェルネスツーリズム、健康支援、空き家店所、還の取運費)の推進
 44

 4
 特色ある課外活動及び地域資献活動支援
 45

 5
 学期的研究プロジェクトの推進
 46

④ 「基準3 特色ある教育研究の進展」(ハンドブックp.45)

補足資料 p.4

- ・取組みの進展に向けた有意義な評価とするために、取組みの実情に加えて、大学の問題意識がどこにあるのかを説明していただくことが重要です。
- ・原則として、教育研究プログラムに組み込まれている取組みを記載いただきますが、例えば課外活動等であっても、その取組みが大学として特色ある重要な取組みと考える場合には、全体のバランスを勘案し記述してください。





補足資料 p.4 評価の際の視点

- ※基準2と同様に、以下の視点の全てが記述されることを求めているのではありません。
- ・取組みが、大学の理念、3ポリシー等と整合しているか
- ・取組みの状況が組織的に把握されているか
- ·学内(教員、職員、学生等)のコンセンサスは得られているか
- ・取組みに継続性があるか
- ・外部媒体へ積極的に発信しているか
- ・新規性があるか
- ・他大学と比較して有意か、他大学等の参考になるか
- ·学外の声を踏まえて改善が行われているか

記載イメージ

39

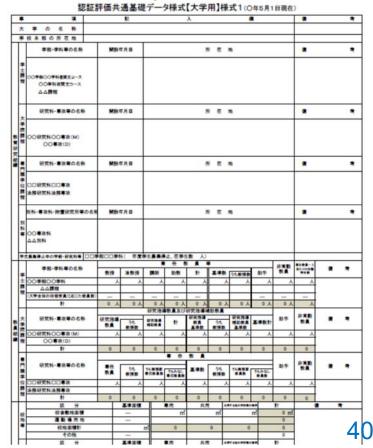
③ 点検評価ポートフォリオ作成要項

5 認証評価共通基礎データ(ハンドブックp.48)

大学設置基準等の法令が要請する事項に関わる基礎データを記載します。

本様式は、大学機関別認証評価を 実施する各評価機関において、共通 に提出を求める内容とされているもの です。

本様式の表紙及び各ページに、記入にあたっての注意事項、各項目の考え方等が示されていますので、ご確認の上作成をお願いいたします。



Ⅲ 実地調査

41

4 実地調査実施要項

- Ⅱ 実地調査の準備等 (ハンドブックp.56)
 - 1 日程の決定
 - 2 実地調査スケジュールの決定に伴う準備

実地調査スケジュール 面談対象者の属性 視察を行う授業・施設・設備

4週間前

評価実施チーム

受審大学

1週間前

面談等の会場となる室名 面談対象者名簿 視察・調査のタイムテーブル

3 「実地調査時の確認事項」への対応

4 実地調査実施要項

Ⅲ 実地調査当日の対応等(ハンドブックp.58)

- 1 受審大学の責任者との面談
- 2 教員、職員等との面談
- 3 学生及び卒業(修了)生との面談
- 4 教育現場の視察及び学習環境の状況調査
- 5 評価審査会
- 6 評価実施チーム会議

4 実地調査実施要項

5 評価審査会(ハンドブックp.58)

(進行イメージ) ※全体で120分程度

- 〇 趣旨説明等
- 大学側から取組みの内容について説明(20分程度)
- 評価委員から大学への質問
- 学生·ステークホルダーからの意見聴取 (取組みに参加した学生、取組みにかかわる自治体職員、地域の関係者など)
- 取組みの進展に向けてディスカッション
- 主査によるまとめ

(参加者)

- · 在学生、卒業生、修了生
- · 設置団体の関係者(市役所·県庁職員)
- ・ 取組みにかかわる市町村や企業の関係者
- ・ 高等学校の教員
- ・ 連携している地域団体関係者
- ・リカレント講座受講者



4 実地調査実施要項

Ⅳ 実地調査スケジュールモデル(ハンドブックp.60)

実地調査のスケジュールは以下を基本とし、評価実施チームの判断により決定します。

時間		プログラム	内容等
1日目	午後	教育現場の視察及び学習環境の状 況調査(必要に応じて実施)	
		教員、職員との面談(必要に応じて実施)	・書面評価に基づくヒアリング
		評価実施チーム会議	
2日目	午前	大学関係者(責任者)との面談	・書面評価に基づくヒアリング ・内部質保証に関する取組み状況につい て
	午後	評価審査会	・特色ある教育研究の取組みについて (教職員、学生、ステークホルダー等が参加)
		評価実施チーム会議	
		大学関係者(責任者)との面談	・実地調査の結果説明

[※]コロナ禍につき、実施方法は、オンライン会議システムの活用を含めて検討します。

Ⅳ 2023年度の受審申請について

受審申請の手続き

9月初めごろに本センターのWebサイト(http://jaque.or.jp/) にて2023年度の受審申請についてのページを公表します。

申請手続等・・・ 2022年11月30日必着(会員の場合)

【提出書類】(参考:2022年度受審の場合)

- (1)「2022年度 大学機関別認証評価申請書」(様式1)
- (2)「大学基礎情報票(申請用)」(様式2)
- (3) 大学の概要が分かる資料(大学概要・大学案内等 各1部)
- (4)「大学基礎情報票(申請用)」

センターは、提出された申請書等の内容を確認した後、受審大学に対し申請受理通知書を送付します。

※非会員として受審する場合は、前々年度の11月30日までに申請が必要です

47

会員制度について(参考)

本センターのWebサイト「会員制度」ページ

(http://jaque.or.jp/nyukai)をご覧ください。

会員大学数…61大学(2022/05/23現在)

〇入会手続き

【提出書類】 (1) 入会申込書

(2) 大学基礎情報票

〇会費

会費は年度ごとに毎年5月末日までに納入いただきます。

学生定員	会費の額
1,000人未満	12万円
1,000人以上2,000人未満	24万円
2,000人以上	36万円